

○愛知淑徳大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学学則第48条第2項及び愛知淑徳大学大学院学則第41条第2項の規定に基づき、学生の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の種類・対象)

第2条 表彰の種類は、学長賞および奨励賞とする。

2 学長賞は、次の各号の一つ以上に該当し、本学の名誉を高め、他の学生の模範となるものに対して授与する。

(1) 学業において特に優れた成果をあげた個人又は団体

(2) 課外活動において特に優れた成績をあげた個人又は団体

(3) 社会活動において特に優れた成果をあげた個人又は団体

(4) その他前3号以外の活動において特に優れた成果をあげた個人又は団体

3 奨励賞は、次の各号の一つ以上に該当し、本学の名誉を高め、他の学生の模範となるものに対して授与する。

(1) 学業において優れた成果をあげた個人又は団体

(2) 課外活動において優れた成績をあげた個人又は団体

(3) 社会活動において優れた成果をあげた個人又は団体

(4) その他前3号以外の活動において優れた成果をあげた個人又は団体

(表彰の時期)

第3条 表彰は、当該年度末又は適当な時期に行う。

(表彰候補者の推薦)

第4条 本学教職員は、表彰候補者を学生表彰選考委員会（以下「委員会」という。）に対して推薦することができる。

(委員会)

第5条 委員会は、学長、副学長1名、学生部長、事務局長、学長が指名する教員の代表1名で構成する。

2 委員会の委員長は、学長とする。

3 委員会は、前条の推薦に基づき、表彰の原案を作成する。

(表彰の手続き)

第6条 表彰は、前条第3項の原案について大学協議会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第7条 表彰について、この規程に定めるものの他、必要な事項は、委員会にて定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。